

生徒心得（三和分校）

令和3年4月1日(改訂)

校訓の「勉学・自律・敬愛」を身につけ、福高生として誇りある学校生活を送るための心得を以下に示す。

生徒証は常に所持し、いつでも提示できるようにする。

1 授業

授業は学校生活の中心である。十分な準備をして真面目な態度で臨み、教室は勉学の場として常により環境を保つように留意する。また、復習と予習を必ずして家庭学習習慣を身につける。

- (1) 始業 始業の合図までに授業の準備をし、定められた座席に着席しておく。また日直は始業前に黒板の文字等を消し、きれいにしておく。
- (2) 遅刻 遅刻しないように注意する。やむを得ず遅刻した場合、授業の妨げにならないよう静かに入室し、授業終了後に教科担任に理由を申し出る。
- (3) 静粛 授業中は静かな環境をつくる。体調不良等をやむを得ず退出する場合は、教科担当に申し出る。
- (4) 欠席（公欠・忌引を含む） 欠席・欠課は所定の欠席届を提出する。
- (5) 遅刻・欠席の事前連絡 病気等で遅刻・欠席するときは、8時30分までに学校に電話で連絡する。

2 考査

考査は日頃の学習成果を判定する重要な資料になるものである。厳正な態度で受験し、不正行為、又は誤解を受けるような言動はしてはならない。

- (1) 受験 受験中は筆記用具のみ机に出す。（詳細は考査時の心得に従う。）
- (2) 携帯電話等 携帯電話等は電源を切り、かばんにしまう。机上に置いたり、手にした時は不正行為として取り扱う。
- (3) 座席指定 席は窓側より出席番号順に着席する。
- (4) 物品貸借・私語の禁止 受験中は絶対に物品の貸借や私語をしない。
- (5) 質問 質問があれば挙手をしてする。
- (6) 中途退室禁止 答案が早くできても、中途退室はできない。
- (7) 欠席の事前連絡 遅刻しても始業15分以内は受験できる。病気等で考査を欠席するときは、考査時の心得に記された時間までに学校に電話で連絡する。

- (8) 受験妨害の禁止 考查待ちは、試験中の教室や隣接する廊下は避ける。受験中の生徒の邪魔にならないように静かにする。
- (9) 戸締り・消灯 最後の考查終了後、窓の戸締り、消灯をして帰る。忘れ物に注意する。
- (10) ゴミ処理 考查中は消しゴムのカスや鉛筆の削り屑の処理を、各自が責任をもって行う。

3 校内生活

- (1) 無断外出の禁止 登校後、放課後までの間は、許可なく外出してはならない。やむを得ず外出・早退するときは「外出許可願」を提出し、「外出許可証」を携帯する。
- (2) 下校時刻 完全下校は原則 17:00 とする。
- (3) 時間外活動 下校時刻以後、必要があって活動する場合や居残る時は、指導教員の監督のもとで許可することがある。
- (4) 上履 校舎内への土足での立ち入りは認めない。校舎内では所定の上履き、体育館内では所定の体育館シューズを正しく使用する。緊急時に素早く行動できるように、踵を踏まない。
- (5) 飲食のマナー ジュース・菓子類・ガム等を学校内及び登下校時に歩きながら飲食したりしてはならない。
- (6) 所持品 物を大切に扱う。
 - ①所持品には必ず記名する。
 - ②万一紛失した場合は生徒指導部へ申し出る。
 - ③貴重品は常に身につけ自己管理をする。体育服装などに更衣するときは貴重品袋を利用する。
- (7) 職員室への入室 入室する際には、自分から名乗り許可を得る。

4 礼儀・交友関係

礼儀は社会生活を営むために誰もが身につけていなければならないものである。

- (1) あいさつ 朝夕のあいさつ、出会いの会釈はお互いの心をなごませる基本的な生活のマナーである。教職員や外来者に対してもあいさつをしっかりとる。
- (2) 正しい言葉づかい お互いの対話の輪を広げ、正しい言葉づかいと態度を身につけるよう努める。
- (3) 交友関係 互いの人格を尊重し、親愛の念を忘れず、高め合える人間関係づくりに努める。暴力、脅しはもちろん、いじめなど相手の人格や心身を傷つけるような言動は絶対に慎む。

5 校舎校具の愛護美化

一人ひとりの心がけとお互いの協力によって校内の美化に努め、校舎・校具その他の公共物は大切に扱い、破損又は汚損（落書き等）しない。

- (1) 整頓 校舎・校具等を使用した後は、使用した場所を整頓し、校具等は所定の場所に返納する。
- (2) 破損紛失 校舎・校具を過って破損紛失したときは、すぐに先生に届け出て指示を受け、破損届を提出する。
- (3) 清掃 定められた清掃分担区域を清掃する。掃除終了後は担当の先生に報告する。
- (4) 部活動の清掃 各部の活動場所及び部室倉庫の清掃はその部員が行い、顧問に報告する。
- (5) 清掃用具の保管 清掃用具は所定の場所に保管し、紛失又は破損のないよう注意する。

6 その他校内諸活動

校内における活動は、すべて教育の一環で行われるものである。行事や集会、諸活動に主体的に参加し、積極性・社会性を育てること。

- (1) 集会 各種の集会に校内の施設を使用するときは、生徒指導部に届け出て許可を得たのちに行う。
- (2) 掲示 掲示は、あらかじめ関係の先生に了解を得た後、生徒指導部に届け出て許可印を受ける。
- (3) 配付 出版・印刷物の配付やチケットの販売等については、生徒指導部保管の用紙にその一部を添えて事前に届け出て、許可を得たのちに行う。

7 通学（登校、下校）

- (1) 交通規則の遵守 交通規則を遵守し、自他の安全に配慮して通行する。
 - ① 自転車は1列左側進行をする。スマホ等を操作しながらの運転・傘さし運転・2人乗り・夜間の無灯火運転等、危険な運転をしない。
 - ② 雨の日に自転車で通学する際は、必ずカッパを着用する。
- (2) 通学用自転車 自転車にライト及びスコッチライト〔反射鏡〕をつける。また、反射テープをフロントフォーク・パイプの両側、チェーンカバー等につける。
- (3) 安全点検 常に自転車を整備し安全点検を行う。
- (4) 運転免許 原付、バイク、自動車による通学及び運転免許の取得は原則認めない。ただし、生徒指導部が別に定める条件を満たす場合にのみ限り、取得を認めることがある。

- (5) 交通事故 交通事故にあったとき、起こしたときは必ず速やかに警察、保護者、学校に連絡する。また、負傷者には適切な態度で処置を行う。
- (6) 交通機関利用のマナー 鉄道・バス等、交通機関を利用して通学する者は、乗車及び車中のマナーを守る。係員の指示があるときはそれに従う。

8 服装等

福高生としての自覚を持ち、清潔・端正な着こなしを心がけること。

- (1) 制服の着用 本校生徒は指定の制服を着用する。
- (2) A制服 黒詰えり標準学生服を着用する。(別記の「服装について」の図のとおりである。)校章入り金ボタンをつける。左えりにえり章をつける。
夏季略装着用期間中は指定のカッターシャツを着用する。(指定のセーター、ベスト着用可)
- (3) B制服 紺色スカート、もしくはスラックスに上着を着用する。(別記の「服装について」の図のとおりである。)左えりにバッジをつける。夏季略装期間中は指定のブラウスを着用する。(指定のセーター、ベスト着用可)
- (4) 冬季服装 コート類、及び手袋・マフラーを認める。防寒着の授業中の着用は原則として認めない。着用を必要とするときは先生の許可を得る。
- (5) 履物 鉾やヒールがあるもの、ブーツ、サンダル、スリッパでの登校は禁止とする。
- (6) 夏季・冬季服装の期間 夏季略装着用期間は、原則として5月上旬より10月下旬までとし、生徒指導部より指示する。他の期間は冬季服装とする。
- (7) 異装 やむを得ず、異装しなければならないときは、異装届により届け出て許可を受ける。
- (8) 頭髪加工等の禁止 頭髪加工(染毛・パーマ・エクステンション・派手な髪留めなど)やマニキュア・化粧などを施したり、装飾品(指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクト等)を身につけたりしてはいけない。

9 携帯電話等の使用について

通学上の安全や送迎の利便性を高めるため、携帯電話等の使用を認めるが、ルールやマナーを守り適切に使用する。

- (1) 校内ではマナーモードなど音が出ない設定にする。
- (2) 携帯電話等の管理は、各自が責任をもって行う。
- (3) 個人情報の取扱いには注意し、誹謗・中傷等の書込などインターネット上での様々なトラブルに巻き込まれないよう使用には十分配慮する。

10 校外生活及び休暇中の心得

常に福高生としての誇りと自覚を持った言動を心がける。

(1) 飲酒・喫煙の禁止等 飲酒、喫煙は絶対にしてはいけない。また、パチンコ店等の高校生にふさわしくない遊戯場には、立ち寄らない。

(2) アルバイト

担任と保護者との相談の上、下記に記した許可条件に基づいて許可をする。その場合は「アルバイト届」を生徒指導部に提出する。

許可条件

○終業、就労時間がはっきり決まっており、勉学への支障がない。

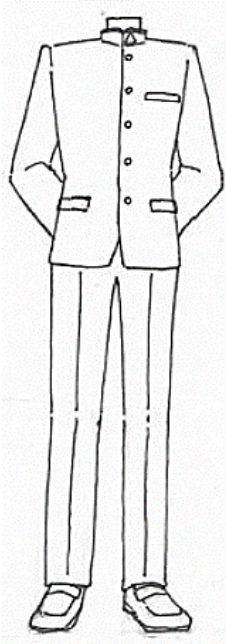
○責任ある監督者がいる事業所である。

○その他、学校において適当と認めた場合。

(3) 夜間外出・外泊 夜間の外出及び外泊は、保護者の承諾を得る。

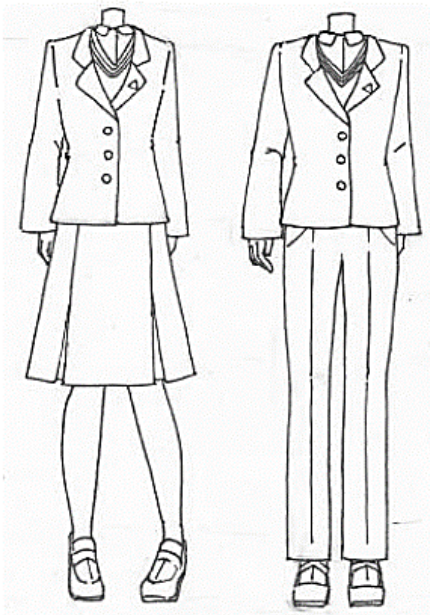
(4) 学校連絡 事故・事件被害にあった時は、直ちに学校・警察に連絡する。

(A 制服) …黒詰めえり標準学生服



- (1) 校章入り金ボタン
- (2) 制服は変形させてはいけない。

(B 制服) …紺色腰スカートまたは紺色スラックスに同じ上衣着用

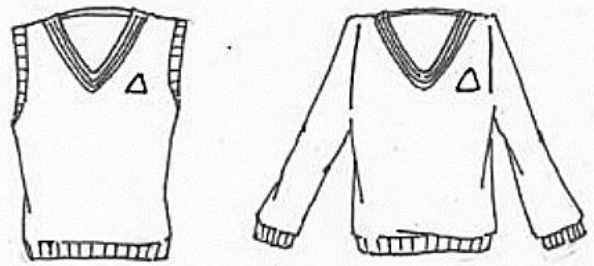


- (1) 指定のブラウス
- (2) 三つボタン (ボタン同色)
- (3) スカート丈は膝にかかる程度 (裾マーク入)
または紺のスラックス
- (4) ストッキングは肌色または無彩色 (黒・灰・白)
- (5) 制服は変形させてはいけない。

(夏季略装)

5月上旬より10月下旬(※生徒指導部より連絡)

- (1) 指定のカッターシャツ(長袖も可)
- (2) ベルト(派手な色のものは不可)
- (3) 黒色標準学生服のズボン
- (4) 指定のベスト・セーターの着用可



- (1) 指定のブラウス(長袖も可)
- (2) 制服と同様のスカートまたは紺のストラックス
- (3) 指定のベスト・セーターの着用可

